伊勢原市自殺対策計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第１３条第２項の規定に基づく市町村自殺対策計画（以下「計画」という。）の原案を策定するとともに、計画の進捗状況の把握及び評価を行うことにより、自殺対策に係る施策の円滑な推進を図るため、伊勢原市自殺対策計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 計画の原案の策定及び検討に関すること。

(2) 計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。

(3) その他計画の円滑な執行のために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者のうちから１０人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 医療・保健関係者

(3) 警察関係者

(4) 雇用関係者

(5) 関係市民団体の代表者等

(6) 行政機関の職員

(7) その他市長が必要と認める者

２　委員は、前項各号に定める者の中から市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員の再任は、原則として、在任期間１０年を超えないものとする。ただし、特別な事情ある場合は、この限りでない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ１人置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（意見の聴取等）

第７条　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（報償金）

第８条　委員の報償金は、予算の範囲内で支給することができる。ただし、第３条第１項第３号から第７号までに規定する委員については、報償金は支給しないものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、自殺対策主管課において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、平成３０年５月１日から施行する。

２　この告示の施行後最初の会議は、第６条の規定にかかわらず、市長が招集する。